



No. 23-23

2024年1月3日

## 令和6年能登半島地震に関する損保業界の対応について

～対策本部の設置および各種損害保険で最長6か月の特別措置を実施～

令和6年能登半島地震によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

一般社団法人 日本損害保険協会(会長:新納 啓介)では、被害状況の早期把握ならびに今後の損害査定・保険金支払いの速やかな対応等を会員各社に促し、令和6年能登半島地震に万全の体制で対応するため、2024年1月2日付けで「2023年度自然災害対策本部」(本部長:新納 啓介)を設置しました。今般の大規模自然災害に総力を挙げて対応してまいります。

また、火災保険、自動車保険、傷害保険などの各種損害保険(自賠責保険を除く)については、今回の地震により災害救助法が適用された地域で被害を受けられた場合、継続契約の締結手続きおよび保険料の払い込みを、最長6か月後の末日(2024年7月末日)まで猶予する特別措置を実施することとしました。

<火災保険、自動車保険、傷害保険などの各種損害保険(自賠責保険を除く)>

1. 継続契約の締結手続き猶予  
災害救助法の適用日から6か月後の末日(2024年7月末日)までに満期日が到来する継続契約の締結手続きについて、2024年7月末日まで猶予いたします。
2. 保険料の払い込み猶予  
災害救助法の適用日から6か月後の末日(2024年7月末日)までに払い込むべき保険料の払い込みについて、2024年7月末日まで猶予いたします。

なお、今般の地震に関する地震保険等の保険金のご請求、ならびに、特別措置の取り扱い等に関して、詳しくは、ご契約の損害保険会社または損害保険代理店にお問い合わせください。

## 1. 地震による損害を補償する損害保険について

損害保険各社では、地震保険をご契約されている建物または家財について損害を調査し、損害の程度に応じて保険金をお支払いします。なお、地震保険以外の損害保険（自動車保険、傷害保険など）につきましても、地震や津波による損害を補償する特約が付帯されている場合は保険金をお支払いします。

詳しくは、ご契約の損害保険会社または損害保険代理店にお問い合わせください。

※「保険が使える」と言って住宅修理を勧誘する業者や保険金の請求を代行する業者とのトラブルが増加しています。住宅の修理に当たっては、別紙をご確認いただき、ご注意ください。

## 2. お問い合わせ窓口

※下記2つの問い合わせ窓口について、2024年は今般の震災を受け1月4日(木)から受け付けます。

### (1) そんぽADRセンター

損害保険に関するご相談は、そんぽADRセンターで受け付けております。

＜日本損害保険協会の相談窓口：そんぽADRセンター＞  
ナビダイヤル：0570-022808（全国共通・通話料有料）  
※受付時間：平日9時15分～17時00分（土・日・祝日および12月30日～1月3日を除く）  
※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。

### (2) 自然災害等損保契約照会センター

災害救助法が適用された地域で、家屋等の損壊等により損害保険会社との保険契約に関する手掛かりを失ったお客様についての契約照会を受け付けます。

なお、原則として、被災された方（ご本人）、被災された方（ご本人）の親族（配偶者・親・子・兄弟姉妹）からのご照会に限ります。

＜自然災害等損保契約照会センター＞  
フリーダイヤル：0120-501331  
※受付時間：平日9時15分～17時00分（土・日・祝日および12月30日～1月3日を除く）

## 3. 災害時の対応に関する参考情報

YAHOO! JAPAN 防災手帳の「災害時の知恵」に、損害保険に関する受付窓口などを掲載していますので、あわせてご利用ください。

URL：<https://emg.yahoo.co.jp/notebook/contents/article/lifeinsurance200710.html>

以上

# あなたの**保険金**が狙われています!

火災保険・地震保険の請求を  
訪問、インターネット広告、SNS等で勧誘する  
業者とのトラブルが急増しています。

トラブル  
1

## 甘い言葉で誘惑



うちがサポートすると平均100万円は  
皆さんもらっていますよ。支払われた  
**保険金の使い道は自由**です。

保険金は手数料なしで  
申請いただけます。

えっ!  
サポートの手数料をとるの!?  
残ったお金では修理できないよ。



100万円ももらえるの!?  
ぜひお願いします!



トラブル  
2

## 知らない間に詐欺に加担



被害診断から  
保険金の請求まで  
**全てこちらに  
お任せください!**

うその理由で保険金請求すると  
詐欺に該当するおそれがあります。  
保険金請求のためにわざと屋根を破壊する  
業者も存在します。



もともと古くなって  
壊れている箇所もあるけど、  
本当に任せていいのかな…



「保険が使える」と言われたら!  
ご自身でご加入の「損害保険会社」が  
「損害保険代理店」に

# まず相談!

トラブル事例を  
YouTubeでもご覧いただけます。

日本損害保険協会ホームページ  
「住宅の修理に関する  
トラブルにご注意ください」



<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>



